

公益認定等に関する審査基準について

平成20年11月26日
千葉県知事決定

- 1 千葉県知事が行う「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第4条及び第11条の認定、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（次項において「整備法」という。）第44条の認定、同法第45条及び第125条の認可に関しては、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年11月10日千葉県公益認定等審議会決定）を行政手続法第2条第8号ロの審査基準（次項において「審査基準」という。）とする。
- 2 整備法第44条の認定、同法第45条の認可に当たっては、公益認定等ガイドラインのほか、「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」（平成20年11月10日千葉県公益認定等審議会決定）を審査基準とする。